

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

今こそ、脱「核の傘」の道を進もう

ヒロシマ、ナガサキ、フクシマ—— 人道を基礎にした挑戦を

7月13日、菅直人首相は、日本が「脱原発」を目指すことを明らかにした。歓迎すべき政策転換である。しかし、首相からも閣僚や議員の多くからも、日本のもう一つの核政策=核兵器依存を見直そうという声はあがらない。一方、国際社会では核兵器廃絶を目指すNGOや同志国家による「核兵器は国際人道法に照らして非合法である」という原理を前面に据えた新しい挑戦が始まっている。ヒロシマ、ナガサキ、フクシマを知った日本は、脱「核の傘」を掲げてこの流れに合流するべきである。

首相の「脱原発」宣言

7月13日の記者会見で、首相は、次のように述べた。「(略)原子力事故のリスクの大きさということを考えたときに、これまで考えていた安全確保という考え方だけではもはや律することができない。そうした技術であるということを感じをいたしました。(略)そういった中で、私としてはこれからの日本の原子力政策として、原発に依存しない社会を目指すべきと考えるに至りました。つまり計画的、段階的に原発依存度を下げ、将来は原発がなくてもきちんとやっていける社会を実現していく。これがこれから我が国が目指すべき方向だと、このように考えるに至りました¹。」「脱原発」の道を進むことを日本の首相が明らかにしたのは画期的なことである。

福島原発事態は收拾の方向性も見出せないまま、拡大の一途をたどっている。首相を含む政府と東京電力の見通しと判断の誤りが事態の悪化に拍車をかけてきたことは事実である。「原発依存軽減」に進む具体的にプロセスも時間軸も、明らかにされているわけではない。このように不安や不満を抱きつつも、日本が「脱原発」を選択することにともかくも賛意を表したい。

なぜ、脱「核の傘」を言わないのか？

福島事態が白日のものとしたのは、放射能を含む核エネルギーのリスクが制御不能なほどに大きいという事実である。その認識が深まるほど、筆者は、日本国内の議論がもう一つの、しかもさらに深刻な「核エネルギー依存問題」に向かっていないことに疑念を抱かざるを得ない。日本が依存する「核抑止力」とは、核爆発による爆風、熱線、初期放射能による急性死に加えて、福島事態によって現実となった中長期的健康被

今号の内容

「核の傘依存」は人道法違反

<資料>MPI「核兵器禁止のための世界法」

パリ会議—P5に見るべき前進なし

<資料>共同声明

【連載】中国軍近代化への視座

II 国益中心世界の中で(下)

<資料>国連海洋法条約(抜粋訳) / 南シナ海における行動宣言(抜粋訳)

【連載】いま語る—39

清水 泰さん(焼津市長)

8月15日号は休みます。次号は9月1日号です。

害という「複合的恐怖」を相手国さらには周辺国に与えることによって、自らの安全を確保するという、本来的に非人道的な考え方である。しかも、私たち自身が、同じリスクに曝される可能性も高くなる。「脱原発」を表明した首相は、なぜ核兵器に「依存しない社会」を実現しようと、国民に向かって呼びかけないのだろうか。

7月20日には、米国がこの10か月の間に3回の未臨界核実験(10年9月15日、12月1日、11年2月2日)を行ったことが明らかとなった。しかし、政府は米国に抗議も申し入れも行わなかった。理由は「(オバマ)大統領は世界に核兵器が存在する限り安全で効果的な核兵器を維持すると述べており、その範囲内でのことだ」というものである(7月20日、福山哲郎官房副長官)。ここでは、核兵器の非人道性に対する上記のような認識がまったく欠落している。

10年12月17日に発表された「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」²は、「現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していく」と、従来の米国の核抑止力への依存を継続する方針を再確認した。「未臨界核実験」に対する沈黙はこの路線の上にある。しかし「大綱」はその直前に言う。「核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たして行く。」能動性を発揮するためには、日本は核抑止力の非人道性について原理的思想を語らなければならない。

核兵器依存は人道法に反する

今、「核兵器のない世界」を目指す同志国家と市民社会団体の中で力を得つつあるのは、核兵器による威嚇、使用、あるいは保持の総体が国際人道法³に合致する余地がなく、そのような法的議論を「核兵器廃絶」の原理的主張の中心に据えようという立場である。前掲の「大綱」に示された日本のあり方もまた、新しい局面でその原理から問われる。

核兵器が人道的見地から非合法であるという議論は新しいものではない。その頂点の一つを画したのが、1996年に国際司法裁判所が発した「勧告的意見」であった。「勧告的意見」は、「核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則及び規則に、一般に違反する」との見解を示した。その一方で「国家の存亡がかかった自衛の極端な状況のもとで、合法であるか違法であるかをはっきり結論しえない」とされた。「自衛の極端な状況」では核兵器の威嚇や使用が「合法」とみなされる余地が残ったのである。

しかし、2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議における合意によって、核兵器の非合法性を巡る議論は新しい次元に入った。採択された「最終文書」は次のようにいう。「会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」(「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」⁴、I. 核軍縮、A目的と原則 v. 強調は筆者)。「最終文書」は「いかなる使用」、「いかなる時」と表現することによって、ICJ勧告がわずかに残っていた「抜け道」を封じ、核兵器の使用が「あらゆる状況において非合法」であることを示した。

MPI文書と「バンクーバー宣言」

このような経過の中で、国際NGO・中堅国家構想(MPI)は11年6月、ブリーフィング文書「核兵器禁止のための世界法」⁵を発表した。同文書が発するのは、10年再検討会議の成果と、それに大きな影響を与えた国連事務総長の5項目提案(そこには、「核兵器禁止条約」などの法的枠組みの提案が含まれている)を踏まえ、「核兵器廃絶は国際法の要求である」という主張によって「核兵器依存勢力」を包囲しようという強いメッセージである。「C. 法こそが中心問題」と題された部分の全訳を3ページの資料に示す。

同文書を動機づけるもう一つの要因は、NPT再検討会議に先立って、あるいは会議の中でなされ、「最終文書」の非人道性への言及に貢献した次のような問題提起である。「(核軍縮)議論の真髄は、究極的には人類そのものに関するものであり、国際人道法の基本的なルールと人類の集団的未来に関するものであるべきだ」(ヤコブ・ケレンベルガー赤十字国際委員会総裁)、「スイス政府が目指すのは、軍事面、法律面における議論だけでなく、人道性の観点を核軍縮に関する現在の議論の中心に据えることだ」(ミシェリン・カルミレイ・スイス外相)⁶。

さらに、ブリーフィング文書は、国際反核法律家協会(IALANA)とサイモンズ財団が起草し、今年2月11日の両団体主催の集会で採択された宣言「核兵器なき世界への法の要求」(バンクーバー宣言)⁷を引用し、「保有」も含めた核兵器の非合法性を次のように強調している。「核兵器の威嚇と使用の非合法性は非保有の規範を強化する。(略)その使用と威嚇が非合法的であり、(NPTで)ほとんどの国が持つことを禁止され、廃絶の義務が課せられた核兵器を無期限に保有し続けることは合法的ではありえない」。

ヒロシマ、ナガサキを経験し、今フクシマと向き合う日本はこの議論に合流してゆくべきであ

る。MPIはこれら原理を基礎にして「核兵器のない世界」に向かうための国連ベースの手順を示す「国連総会決議(案)」を提案した⁸。日本が脱「核の傘」の課題に、同じ原理に立って追求することができる新しい局面が訪れている。

(田巻一彦、梅林宏道) 

注

- 1 www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201107/13kaiken.html
- 2 本誌367-8号(11年1月15日)参照。
- 3 本稿においては、国際武力紛争における戦闘の方法及び手段、あるいは文民の保護などを定めた諸条約及び確立された慣習法の集合体と呼ぶ。代表的条約に「ハーグ陸戦規程」や「ジュネーブ第4条

約」がある。

- 4 ピースデポ・イアブック「核軍縮・平和—市民と自治体のために」11年版に全訳。ピースデポ・ブックレット「2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議—市民社会からの総括」にも所収。
- 5 www.middlepowers.org/pubs/Global_Law.pdf
- 6 両演説は、被曝者代表の谷口稜暉氏らの演説とともに前掲「イアブック」に所収。
- 7 www.lcnp.org/wcourt/Feb2011VancouverConference/vancouverdeclaration.pdf
日本からは、新倉修、浦田賢治、山田寿則、阿部信泰、秋葉忠利、梅林宏道、西原正が賛同署名(11年3月29日現在)。
- 8 本誌前号に最新版を全訳。決議案タイトル「核兵器のない安全な社会」は「核兵器のない安全な世界」の誤りである。下記サイトに日英の全文。<http://pocjapan.wordpress.com/>

【資料】MPIブリーフィング文書 「核兵器禁止のための世界法」 2011年6月

要約/A. 事務総長による核軍縮提案の履行/B. 2010年NPT再検討会議の成果の履行(略)

C. 法こそが中心問題

14. 核兵器を巡る議論の潮流は明確に核軍縮に向かって変わった。しかし、核兵器の非人道性とそれらがもたらす普遍的かつ深刻な脅威にもかかわらず、安全保障と国際の安定をもたらすが故に均衡のとれた核兵器は保持されねばならないと論じる人々が依然として存在する。この論争において法が中心的な役割をもつことを忘れてはならない。核軍縮のための交渉は法的義務であり、核兵器は、他の兵器と同じように武力行使を統治する諸規則に従わねばならないことに議論の余地はない。また、いかなる国家の防衛も、武力行使が恣意的ではなく法の支配の下で行われることが、その正統性と合法性の基本的根拠となる。

15. 2010年のNPT再検討会議において示された新基軸の一つは、その最終文書において、会議が「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認」したことであった。これは、核時代の幕開け以来理解され、赤十字国際委員会(ICRC)が再検討会議に先立って時宜にあって表明した、核兵器は人道法と人道的諸価値と両立しえないという真理を再確認するものであった。すなわち、ICRCは次のようなゆるぎない結論を示した。「核兵器使用の防止には、法的拘束力を持つ国際条約によって核兵器を禁止し完全廃棄することを目指し

た交渉を追求するという、現存する義務の完遂が不可欠である」。同様の論理は、国際司法裁判所(ICJ)による核兵器の威嚇または使用の合法性に関する1996年の勧告的意見にも示されている。ICJが諮問に対して示した特筆すべき見解は、核兵器の使用が、国際人道法の諸要請と調和する余地は「ほとんど無い」というものであった。さらにICJは、諮問の範囲を超えて「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実にやり完結させる義務」が存在すると、全会一致で結論づけた。

16. 再検討会議の条項に応じて、MPIの支持組織の一つである国際反核法律家協会(IALANA)は、サイモンズ財団とともに核兵器に適用可能な法の最新の状況を評価する宣言を起草した。11年3月に公表された「核兵器なき世界への法の要求」(付録2)と題された宣言には、ICJの元判事、元外交官及び元政府高官、そしてMPIの支持組織を含む市民社会組織が賛同している。同宣言は、制御不能な爆発の衝撃、熱並びに放射能の放出を伴う核兵器は、その本性から、無差別的で不均衡な苦痛を与えることを禁止した基本的諸規則に違反する大量破壊兵器であるとの見解を示した。

17. 同宣言は、国際刑事裁判所の設立、化学兵器禁止条約の発効、そして地雷やクラスター弾を禁止する条約の実現を含む、ICJの勧告的意見以来の進展の上に立つものである。宣言はこれらすでに禁止された兵器との関連において、次のような見解を述べる。「軍事的必要性や個々の状況に応じた検討といった核兵器の存在を継続させる理由は、他の非人道的兵器の正当化のためにも主張されてきた。しかし、国際社会は、「人道への基本的考察」によってこのような議論よりもそれら兵器を廃絶する必要性が勝ると

確信した。今、この原則は、これら禁止された兵器を無限に上回るリスクを人類にもたらす核兵器に適用されなければならない」。ICJは、ハーグ及びジュネーブ諸条約が広範な加入を得てきたのは「疑いもなく、武力紛争に適用される人道法のきわめて多くの規則が、個々の人間の尊重及び『人道への基本的考察』にとって余りにも基本的なものであるからだ」と述べることによって、非合法性と人道的価値の連関を明らかにしている。

18. 同宣言はまた、「抑止」と保有についても明確に言及している。後者に関して宣言は次のように述べている。「核兵器の威嚇と使用の非合法性は非保有の規範を強化する。NPTは圧倒的多数の国家に核兵器を入手することを禁止しており、ICJによって宣言され、またNPT及び他の法に基づく義務——誠実な交渉を通してそれらを廃絶する義務——が存在する。その使用と威嚇が非合法的であり、ほとんど国が持つことを禁止され、廃絶の義務が課せられた核兵器を無期限に保有し続けることは合法的ではありえない」。

結論

19. 要約すれば、核兵器に依存しつづけることは法の支配する世界の保全と発展に逆行する。世界は厳しい選択に直面している。一つの道は核兵器が拡散し、堅持される無法な世界である。もう一つの道は、法に従った核軍縮のための誠実な交渉を通して国連の目的とNPTの核軍縮義務を達成する道である。選択は軍縮と法でなければならない。そのための適切な手段は、核兵器廃絶のための一つの条約もしくは複数の法的文書の枠組みの交渉のための準備プロセスを開始し、かつ2010年NPT合意を精力的に履行することである。(略) (訳:ピースデポ)

6月30日から7月1日にかけて、5核兵器国(米国、ロシア、フランス、英国、中国。「P5」と呼ばれる)による初の核不拡散条約(NPT)再検討会議フォローアップ会議がパリで開催された。共同声明を下に全訳する。

本誌前号で紹介した「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)」共同代表らの書簡が述べるように、この会議においては、NPT最終文書で合意された核軍縮義務の履行に関する行動勧告、とりわけ核兵器国が「核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させる」と誓約し、その実現に向けて「速やかに取り組むこと」が要請された「行動5」の7項目について、具体的進展が示されることが期待されていた。7項目には、「あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減」「軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性の低減」「核兵器使用の

防止等につながる政策の検討」等の重要事項が盛り込まれている。

しかし共同声明から明らかなように、会議の結果はそうした前進への期待を裏切るものであった。最終文書の行動勧告について、5か国はそれを「再確認」し、他の加盟国に履行促進を求めるなど、具体性に乏しい表現に終始し、「確固たる前進」には程遠いものであった。ただ、地味だが用語の定義を統一するという作業は迅速に完了すべきである。

今年4月30日、日豪独など10か国の外相会合はコミュニケで、NPT最終文書がP5に義務付けた保有核兵器についての標準様式の案を作成し、パリ会議に提案すると述べていた(本誌376-7号)。しかし、共同声明ではその提案への言及すらなされていない。(中村桂子)M

【資料】第1回NPTフォローアップ会議におけるP5共同声明

2011年7月1日

6月30日から7月1日にかけて、5核兵器国(P5)は、核不拡散条約(NPT)再検討会議の第一回フォローアップ会議をパリで開催した。この会議は、再検討会議でP5が誓約した諸項目の進捗状況を検討するとともに、2009年9月に開催された「核軍縮に向けた信頼醸成措置に関するロンドン会議」のフォローアップを行うことを目的としたものである。

P5は、核不拡散体制の要石であり、核軍縮の追求ならびに核エネルギー平和利用における不可欠の基盤であるNPTに対する無条件の支持を再確認した。さらにP5は、2010年NPT再検討会議の最終文書で合意されたバランスのとれた行動計画に明記された諸勧告を再確認し、すべてのNPT加盟国にそれらの履行促進に向けて協力しあうよう求めた。

P5は、「行動5」に列挙された諸措置への取り組み、さらには報告その他の2010年再検討会議行動計画の求める努力等、NPT第6条に基づく核軍縮という共通目標の追求において力を合わせるなどの決意を持って会議に臨んだ。P5は、NPT加盟ならびに非加盟のすべての国家に対し、国際的な核不拡

散体制を今後も盤石で信頼性あるものとしていくことを含め、こうした核軍縮の目標に向けて尽力するよう求めた。

P5は、前回に引き続き、核ドクトリンや核能力などの透明性ならびに相互信頼の問題と、検証問題に関する協議を行った。これは、こうした措置がさらなる核軍縮努力に向けた確固たる基盤を確立する上で重要であるとの認識に基づいている。P5による核協議の効率を高めるために、P5は、主要核関連用語の定義について共通の用語集の作成に引き続き取り組むことで合意し、専門の作業グループを設置した。

P5は、核軍縮へのさらなる前進を達成し、不拡散を盤石なものとする上での、検証に関連した特定の政治的、技術的課題について協議した。各国は、検証課題に関連した二国間あるいは多国間でのそれぞれの経験について情報を共有した。P5は、今年後半にロンドンで行われる専門家レベルの会議でこの問題に関する議論を継続することとした。

2010年NPT再検討会議の議論のフォローアップとして、P5は、条約第10条の規定を認識するとともに、条約からの脱退通告への対処についてそれぞれの見解を交換し合った。各国はまた、国際原子力機関(IAEA)の保障措

置協定を強化してゆく必要性を強調した。これには、追加議定書の受諾の促進や、不遵守の抑制と検知に向けたIAEAの資源及び能力の強化を通じたものが含まれる。

P5は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の速やかな発効ならびにその普遍化を促進し確保するとその自国の誓約を想起した。各国は、条約の発効までの間、核兵器爆発実験あるいは他の核爆発のモラトリアムを堅持し、条約の目指すところに反するようないかなる行動も控えるようすべての国家に求めた。P5は、核兵器あるいは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止を目的とし、検証条項を含む、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉をジュネーブ軍縮会議(CD)にて即時開始することへの支持を繰り返し述べた。CDで交渉を行う可能性を維持すべく、P5は、次回国連総会に先立ち、そのような交渉の促進に向け、他の関連するパートナーとの努力を更新することとした。

P5は、米国、ロシア、英国が2012年の中東非大量破壊兵器地帯(MEWMDFZ)会議の開催に向けた措置を講じていることを歓迎する。

P5は5か国での協議を継続し、次回NPT再検討会議準備委員会に関連して三回目のP5会議を開催することとする。(訳:ピースデポ)

中国軍近代化への視座

Ⅱ ―国益中心世界における必然性(下)

これまでの連載 I. 目撃されている現象
II. 国益中心世界における必然性(上)(中)

連載Ⅱ(上)(中)では、西太平洋海域における中国海軍の活動をめぐって、米国が警戒する中国軍の「接近阻止」能力とそれへの日米の対抗について議論した。今回はまず、現在ホットな課題である南シナ海における領域紛争と自由航行権の問題を扱う。次に、外洋展開能力の向上に関する話題としてソマリア沖への艦隊派遣と空母建造計画について論じる。

南シナ海の領域紛争と「航行の自由」

南シナ海の島嶼の領有権と周辺海域の管轄権をめぐって、中国とベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、台湾の間で紛争となっている。米国はこの紛争に中立の立場をとっているが、中国の領有権の主張が米軍の自由航行や諸活動に対する制約につながるものと見て警戒している。

公海と排他的経済水域(EEZ)における自由航行権は、82年に採択された海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約、資料1)に定められている。国連海洋法条約は国際的な海洋秩序の枠組みを規定する条約であり、162(2011年6月3日現在)の締約国・国家連合をもつ¹極めて普遍性のある国際条約である。にもかかわらず、中国は加盟しているが米国は加盟していない。

中国は、一貫して条約に定められた自由航行権を保証している。02年に台湾を除く関係国と中国を含む形で合意された「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」(資料2)では、領有権問題の平和的解決とともに、「航行の自由」の尊重が謳われている(第3項)。7月21日、インドネシア・バリ島のヌサドゥアで開催された東南アジア諸国連合(ASEAN)と中国の外相会議では、この行動宣言の実効性を高める指針を正式に承認した。紆余曲折は予想されるが領有権問題は、時間をかけてこの枠組みで解決を追求すべきであろう。米国や日本の言う自由航行は保証されているのであるから、領有権問題とこれとは切り離すべきである。

中心問題は、米国が国連海洋法条約に加盟していないことにある。国連常任理事国(P5)で未加盟国は米国のみである。これは、世界中に軍事力を展開する軍事戦略を優先し国際法の普遍性を軽視する米国の姿勢の端的な現れである。このことがまず厳しく問われなければならない。

国連海洋法では、EEZにおける自由航行権は認められているが、軍による測量やその他の活動は沿岸国と無関係に自動的に行うことはできない。まして領有権がらみでEEZが定まってい

ない南シナ海では、米軍は問題を起こさない自由航行権の行使に留めるのが良識的な振る舞いであろう。中国は、EEZにおける他国の軍事活動は無制限ではないとの立場を強調している。

中国海軍の外洋展開―ソマリア沖派遣

中国軍近代化に対する米軍の警戒のうち、短期的な関心は前回に論じた「接近阻止」に集まっている。一方で、中長期的なスパンで米国が関心を寄せるのは、中国海軍の外洋展開能力の向上である。そこで注目されるのが、ソマリア沖における海賊からの船舶護衛のための海軍艦隊派遣と空母展開能力である。

ソマリア沖艦隊派遣は、中国海軍にとって初の本格的な外洋活動である。08年12月26日にミサイル駆逐艦2隻と総合補給艦1隻が、艦載ヘリ2機と特殊部隊隊員70人を含む約800人の搭乗員を載せて出航したのを皮切りに、現在まで8次にわたって継続されている。11年7月15日の第8次派遣艦隊・韓小虎(ハンシャオフー)司令官によると、08年末から現在までに中国海軍艦隊に護衛を受けた商船は4000隻を超え、外国船舶の割合が約7割を占めている²。台湾の漁船の護衛も行っている(10年2月12日など)。

連載Ⅱ(上)(第376-7号)で見たとおり、中国は最新の国防白書「2010年中国の国防」において、「国家的発展の保障」への強い関心を基調とする軍事戦略の基本方針を示しており、経済的発展のための条件作りや権益の防衛という課題をより重視するようになった。こうした軍事戦略の下で行われている中国のソマリア沖艦隊派遣は、①石油や鉱物などの資源確保をめぐる中東、アフリカやインド洋への関心と、②国連決議に基づく海外活動への貢献のアピールという大きな二つの動機がある。①に関しては、急速な経済成長を支える諸資源の確保を一つの要因としつつ、中国は00年代以降、アフリカへの投資を急速に拡大している。中国政府の『中国とアフリ

カの経済貿易協力』白書(10年12月)によれば、中国によるアフリカへの直接投資額は09年末で93億3000万ドルとなっており、約3割を石油や石炭などの採鉱業への投資が占めている³。また、輸入する原油の約8割が中東やアフリカからインド洋、マラッカ海峡を通して運ばれるため、シーレーン防衛への関心も強まっている。②に関しては、これまでP5の中で中国だけが本格的に実行する軍事能力を持っていなかったが、「責任ある大国」としての意志と能力をアピールしようとする流れが生まれている。近年の経済成長の中で、これが軍内部からの近代化・能力拡大要求と重なって現象していると考えられる。

空母建造計画

歓迎すべきことではないが、P5で唯一、空母を保有していない中国軍は、当然のこととして空母保有を考えてもおかしくない。ウクライナから買い取った「施琅(シーラン)」(旧名ワリャーグ)の訓練用空母としての改修、艦載機のパイロット訓練、国産空母の建造の三つが進行している。「施琅」の艦載機については、ロシアのSu-33に手を加えた国産のJ-15が搭載されるこ

とが明らかにされた⁴。現在、約50人のパイロットを訓練に当たらせていると見られる。国産空母の一番艦は10年代半ばに就航すると見られている。排水量6万~7万トンの通常動力の空母であり、30機かそれ以上の航空機を運用すると推定されている⁵。空母の実物大モデルは湖北省・武漢(ウーハン)にすでに完成している。

中国軍の近代化と拡大は、国益追求を至上の前提とする現在の世界秩序からくる当然の帰結であると言えよう。世界はこのような構造から脱却することが求められている。この問題を西太平洋における中国軍の脅威とのみ強調して論じる米国や日本、韓国の論調は、変えるべき状況を悪化するのに貢献する危険な論調である。

(吉田遼、梅林宏道)M

注

- 1 www.un.org/Depts/los/reference_files/chronological_lists_of_ratifications.htm#The United Nations Convention on the Law of the Sea
- 2 中国国際放送局(CRI)WEBサイト、11年7月15日。
- 3 中国網日本語版(チャイナネット)に日本語訳がある。http://japanese.china.org.cn/business/txt/2011-01/19/content_21773400.htm
- 4 『ディプロマット誌』、11年7月15日。
<http://the-diplomat.com/flashpoints-blog/2011/07/15/the-limits-of-chinas-fighter/>
- 5 米議会調査局『中国海軍近代化』(11年6月8日)。

【資料1】海洋法に関する国際連合条約(抜粋)

(1982年に国連総会で採択、1994年に発効)

第5部 排他的経済水域

第55条~第57条(略)

第58条 排他的経済水域における他の国の権利及び義務

1 すべての国は、沿岸国であるか内

陸国であるかを問わず、排他的経済水域において、この条約の関連する規定に定めるところにより、第87条に定める航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由に関連し及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用(船舶及び航空機の運航並びに海底電線及び海底パイプラインの運用に係る海洋の利用等)の自由を享

有する。

2 (略)

3 いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する。

(外務省訳)

【資料2】南シナ海における関係諸国の行動に関する宣言(抜粋)

ブノンペン(カンボジア)、02年11月4日

東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟諸国政府と中華人民共和国政府は、善隣と相互信頼に基づく21世紀に向けた協力関係を促進するために、その人民と政府間に存在する友誼と協調を確立し発展させる決意を再確認し、

地域の平和、安定、経済成長及び繁栄のために、ASEANと中国の間で、南シナ海における平和的、友好的かつ調和のある環境を促進する必要性を認識し、

1997年のASEAN諸国と中国の首脳会議における共同声明に掲げられた原則と目的を高めることを誓約し、関係諸国間の相違と紛争の平和的で永続的な解決のために好ましい状

況を拡大することを望み、以下をここに宣言する。

1. 関係諸国は、国連憲章の目的と原則、1982年国連海洋法条約、東南アジア友好協力条約、平和共存五原則、及び、他の普遍的に認められた国家間関係を律する基本的規範となる国際法の諸原則に対する誓約を再確認する。

2. (略)

3. 関係諸国は、1982年国連海洋法条約を含む普遍的に認められた国際法の諸原則で規定されている南シナ海における航行と上空飛行の自由に対する尊重と誓約を再確認する。

4. 関係諸国は領有権と管轄権をめぐる紛争を、1982年国連海洋法条約を含む普遍的に認められた国際法の諸原則に従い、直接的に關係す

る主権国家間の友好的な協議と交渉を通じて、武力による威嚇あるいは行使によることなく、平和的手段によって解決することを約束する。

5. 関係諸国は、紛争を複雑化あるいは悪化させ、平和と安定を侵害する活動の実行を自制する。とりわけ、現在無人の島嶼、リーフ、浅瀬、中州及びその他の形態の地物に人を居住させる活動を控える。関係諸国間の相違は建設的な方法で処理する。

(中略)

10. 関係諸国は、南シナ海に関する行動規範の採択が地域の平和と安定をさらに促進するであろうことを再確認し、全会一致の原則に則って、この目標の最終的実現に向けて取り組むことに合意する。

(訳：ピースデポ)

焼津の記憶を語り合い、平和を発信する



清水 泰さん
静岡県・焼津市長

いま、焼津市の取り組みで何が一番かということ、まずは津波対策です。市民の命と安全・安心を守ることが首長の責任です。国や県の支援もいただきながら、早く進めねばなりません。原発については、日本のほとんどの人々が結果的に容認してきた歴史があると思います。中には本当に心配している学者や市民がおり、何となく危ないと思っていた人も少なからずいたけれど、全体の流れの中で、結果的には容認していた。スリーマイルやチェルノブイリを見聞しても「日本は技術があるから大丈夫」でやってきた結果、今回の福島事故が起きました。菅首相が浜岡原発を停めたことは、国民の命と安全・安心を守るため、総合的に考えてやむを得ないことだったと思いますし、トップの決断として評価しています。

焼津市は1985年に、市議会で「核兵器の廃絶を願う焼津宣言」を決議し、歴史民俗資料館の開館とともに「第五福竜丸コーナー」を新設しました。以後、次世代に継承し、平和の大切さを訴えるための「第五福竜丸事件6.30市民集会」を毎年開催しています。

マーシャル諸島ビキニ環礁で、米国の水爆実験が行われた1954年当時、私は小学校3年生でした。ニュースで、放射能に汚染された魚を築地で捨てている映像を見ましたし、焼津でもそうしたことがありました。第五福竜丸の他にも、全国の多くの漁船が被曝しました。当時は終戦から9年で、戦後を生き抜き、個人も自治体も復興をめざし、焼津港の工事も着々と進んでいた頃でした。そうした中で被災したのです。その船の母港が焼津だと

いうことで、「焼津のマグロは原爆マグロだ」という風評被害がありました。焼津市ではビキニ被曝事件のことは「タブー」のようなこともあったのですが、時間の経過とともに、市民の意識も変わり、首長も変わってきたのかなと思います。過去を思い出すことは辛いことでもあります。けれど、その積み重ねを経て、前に進むために、また国際的に「核兵器のない世界」の気運が高まっているいま、広島、長崎に続いて被曝市民を持つ焼津市として、世界に向かって発信していこうよ、ということで、取り組んでいます。

一昨年には、第五福竜丸事件を後世に語り継ぎ、核兵器廃絶と平和の大切さを焼津から発信していくため、「焼津平和賞」を創設しました。広島、長崎を含む有識者7人で構成される選考委員会が受賞者を選定します。昨年は「第五福竜丸平和協会」が受賞し、第2回の今年、ビキニ事件で被曝した数々の漁船の乗組員から聞き取り調査を行ってきた、高知県の「幡多高校生ゼミナール」が受賞しました。

また、昨年5月にニューヨークで開催されたNPT(核不拡散条約)再検討会議へは、平和市長会議の代表団(10か国30都市89人)として参加し、潘基文国連事務総長とも言葉を交わしました。現地では広島、長崎との連携強化を図るとともに、市民の皆様から寄せられた73,997人の核廃絶を求める署名と市議会からの要請書を、セルジオ・ドゥアルテ国連上級代表に提出しました。署名は、焼津市民の2人に1人がしたことになります。署名の取り組みを通じて、子どもたちに伝えていくことにもなりました。その結果を国連に届けることができ、非常によかったと思います。

核廃絶のためには、世界全体みんなで「核兵器のない世界をつくる」という世論を大きくしていくことが一番でしょう。核が抑止力になるという考え自体を変えていかねばと思います。北東アジア非核兵器地帯の実現は、困難もありますが、これからは核を持たないという方向へ舵を切っていかなければなりません。昨年7月には、ビキニ環礁核実験場が世界遺産に登録され、世界も核廃絶に向けて動いています。焼津市は平和への取り組みを続けていきますが、市長が大々的にアピールするというよりも、やはり市民とともに、一步一步やっていくことが大切だと思います。

(談.まとめ:塚田晋一郎、写真:松長怜美)

しみず・ひろし

1944年生まれ、焼津市出身。藤枝青年会議所理事長、焼津信用金庫勤務などを経て、91～99年に焼津市議会議員、99年～08年に静岡県議会議員を務める。08年12月から現職。

